

■ 健康と医療について

1 自立支援医療制度について（精神通院医療、更生医療、育成医療）

【自立支援医療制度とは】

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減のための医療について、医療費の自己負担を軽減する公費負担医療制度で、以下の3つがあります。

- (1) 更生医療 (2) 育成医療 (3) 精神通院医療

【自己負担】

原則として保健医療費負担が1割

(医療保険上の世帯の所得に応じて月額自己負担上限額があります。)

(1) 更生医療

【対象者】

身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方が、特定の障がいの治療を行う場合に限られます。

※事前申請が必要です。

障がいの種類	更生医療の給付内容
視覚障がい	角膜移植術、白内障手術、網膜剥離手術など
聴覚障がい	外耳道形成術、鼓膜穿孔閉鎖術、人工鼓膜、人工内耳など
音声・言語・ そしゃく機能障がい	歯科矯正治療、口唇形成術、口蓋形成術、人工咽頭など
肢体不自由	関節形成術、人工関節置換術、理学療法、作業療法など
心臓機能障がい	弁形成術、大動脈一冠動脈バイパス術、ペースメーカー埋込術など
じん臓機能障がい	人工透析療法、腎移植術、抗免疫療法など
小腸機能障がい	中心静脈栄養法など
免疫機能障がい	抗HIV療法、免疫調整療法など

(2) 育成医療

【対象者】

身体障がい児（障がいに係る医療を行わない時は将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。）が、特定の障がいの治療を行う場合に限られます。

※事前申請が必要です。

障がいの種類	育成医療の給付内容
視覚障がい	白内障、先天性緑内障など
聴覚障がい	先天性耳奇形→形成術など
音声・言語・ そしゃく機能障がい	口蓋裂等→形成術、歯科矯正治療など
肢体不自由	先天性股関節脱臼、脊椎側彎症、くる病（骨軟化症）等に対する間接形成術、関節置換術、義肢装着のための切断端形成術など
心臓機能障がい	先天性疾患→弁口、心室心房中隔に対する手術 後天性心疾患→ペースメーカー埋込み術など
じん臓機能障がい	人工透析療法、じん臓移植術（抗免疫療法を含む）など
小腸機能障がい	中心静脈栄養法など
免疫機能障がい	抗HIV療法、免疫調整療法など
その他	先天性食道閉鎖症、先天性腸閉鎖症、鎖肛、巨大結腸症、尿道下劣、停留精巣（睾丸）等→尿道形成、人工肛門造設などの外科手術など

(3) 精神通院医療

【対象者】

精神の病気で通院により継続的に治療を行っている方

※事前申請が必要です。

①症状性を含む器質性精神障がい（F0）
②精神作用物質使用による精神及び行動の障がい（F1）
③統合失調症、統合失調症型障がい及び行動障がい（F2）
④気分障がい（F3）
⑤てんかん（G40）
⑥神経症性障がい、ストレス関連障がい及び身体表現性障がい（F4）
⑦生理的障がい及び身体的要因に関連した行動症候群（F5）
⑧成人の人格及び行動の障がい（F6）
⑨精神遅滞（F7）
⑩心理的発達障がい（F8）
⑪小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障がい（F9）

※①～⑤は高額治療継続者（いわゆる「重度かつ継続」）の対象疾患

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話（0137）64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話（01398）2-3111

2 特定疾病療養受療証の交付（マル長）

血友病や人工透析が必要な慢性腎不全など、長期にわたり、高額な治療代の必要な病気について、医療費の月額自己負担額を1つの医療機関につき1万円（国保加入の高額所得者は2万円）までとする制度です。

詳しくは、加入している各健康保険窓口にご確認ください。

【国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者 および 医療費助成制度に関するお問合せ先】

問合せ先	役場住民生活課 国民健康保険係	電話（0137）62-2112
	熊石総合支所住民サービス課 戸籍保険係	電話（01398）2-3111

3 治療用装具

医師の指示により、治療上の必要性からコルセット等の治療用装具を購入した場合に、その費用の一部が療養費として支給される制度です。

詳しくは、加入している各健康保険窓口にご確認ください。

また、医療費助成制度の適用を受けている方は、各健康保険で手続き終了後にその自己負担額の一部または全額が助成されますので、下記窓口にてあわせて手続きをしてください。

【国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者 および 医療費助成制度に関するお問合せ先】

問合せ先	役場住民生活課 国民健康保険係	電話（0137）62-2112
	熊石総合支所住民サービス課 戸籍保険係	電話（01398）2-3111

4 重度心身障がい者（児）医療費助成制度

重度心身障がい者の保険診療自己負担を町が負担する医療費助成制度です。

【対象者】

- ・身体障害者手帳：1級～2級及び3級（内臓機能障がいに限る）
- ・療育手帳：A判定
- ・精神障害者保健福祉手帳：1級（通院のみ）

※上記手帳をお持ちの方で、所得の額が規定で定める額以下の方

【条件】各健康保険のいずれかに加入していること。

※国民健康保険・健康保険組合・社会保険・共済組合・後期高齢者医療制度など

【助成の開始】受給者証交付申請日から。ただし、やむを得ない理由で申請が遅れた場合は受給資格を有した日。なお、身体障害者手帳をお持ちの方は手帳交付月の初日までさかのぼることができる場合があります。

【自己負担】

- ・町民税課税世帯：医療費の1割に相当する額（上限あり）
- ・町民税非課税世帯：初診時一部負担金のみ（医科 580 円 歯科 510 円 柔整 270 円）

※いずれの場合も、満 18 歳到達年度末までのお子様の自己負担はありません。

【その他】

後期高齢者医療制度に加入されている重度心身障がい者の方につきましては、低所得及び一定以上所得者を除き後期高齢者医療による 1 割負担と同額の自己負担を求めることとなるため、重度心身障がい者医療費助成費制度により給付する医療費がないことから受給者証は交付されません。

問合せ先	役場住民生活課 国民健康保険係	電話 (0137) 62-2112
	熊石総合支所住民サービス課 戸籍保険係	電話 (01398) 2-3111

5 ひとり親家庭等・子ども医療費助成制度

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、重度心身障がい者医療費助成制度に該当にならない方は、上記制度を受給できる場合があります。

問合せ先	役場住民生活課 国民健康保険係	電話 (0137) 62-2112
	熊石総合支所住民サービス課 戸籍保険係	電話 (01398) 2-3111

6 障害認定による後期高齢者医療制度

75 歳以上の方と 65 歳～75 歳未満で一定の障がいのある方が対象となる医療制度です。

【対象者】 65 歳～75 歳未満の方で、以下のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳：1 級～3 級、4 級の音声・言語機能障がい、肢体不自由の一部
- ・療育手帳：A 判定
- ・精神障害者保健福祉手帳：1 級又は 2 級
- ・年金証書：障がいの等級 1 級又は 2 級

（その他の障がい受給者：障害年金証書等により、同等の障がい確認できる場合）

【助成の開始】

- ・65 歳～75 歳未満：障害認定の申請日から対象
- ・65 歳未満：65 歳の誕生日から対象

【自己負担】原則 1 割負担（一定以上所得のある方は 3 割負担）

問合せ先	役場住民生活課 国民健康保険係	電話 (0137) 62-2112
	熊石総合支所住民サービス課 戸籍保険係	電話 (01398) 2-3111

7 小児慢性特定疾病医療費助成制度

児童の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、児童の家庭の医療費の負担軽減を図ります。

【対象者】 法律に定める小児慢性特定疾病にかかっている原則 18 歳未満の児童

【助成額】 所得の状況に応じて、医療費の自己負担の一部が助成されます。

問合せ先	八雲保健所	電話 (0137) 63-2168
------	-------	-------------------

8 特定医療費（指定難病）受給者証

原因が不明で治療法が確立されていない疾患（いわゆる難病と言われている疾患）で、国（一部道で指定された疾患もあります。）で指定された難病について、医療費負担の軽減を図ります。

【対象者】

- ・道内在住者の方で、疾患毎の認定基準を満たす方
- ・軽症者特例（指定疾患毎の認定基準に満たないが、月毎の総医療費が 33,330 円を超える月数が年間の内、3 ヶ月以上ある方）が適応される方

問合せ先	八雲保健所	電話 (0137) 63-2168
------	-------	-------------------

9 高齢者等のインフルエンザワクチン予防接種

【対象者】

(1)65 歳以上の方

(2)60～64 歳で身体障害者手帳 1 級（心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいに限る）の交付を受けている方

【内容】

対象の(2)に該当する方は、身体障害者手帳を持参し、希望する医療機関を受診してください。

- ・町内の医療機関で接種する場合は、書類等の手続はありません。
- ・町外の医療機関で接種した場合は、印鑑、通帳、領収書をご持参のうえ保健福祉課（シルバープラザ）健康推進係、熊石総合支所 住民サービス課で払戻の手続をしてください。

【実施時期】 10 月～翌年 2 月

【自己負担額】 2,000 円（生活保護の方は自己負担なし）

問合せ先	シルバープラザ 健康推進係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 住民福祉係	電話 (01398) 2-3111

10 高齢者等の肺炎球菌ワクチン予防接種

【対象者】

- (1)当該年度中に 65 歳・70 歳・75 歳・80 歳・85 歳・90 歳・95 歳・100 歳になる方
- (2)予防接種実施日に 60～64 歳で身体障害者手帳 1 級（心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいに限る）の交付を受けている方

※過去に 1 回でも肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の接種を受けた方は対象外

【内容】

対象の方には 4 月に案内しますので、ご確認ください。

- ・町内の医療機関で接種する場合は、町が発行する受診券をご持参のうえ、接種してください。
- ・町外の医療機関で接種した場合は、印鑑、通帳、領収書をご持参のうえ、保健福祉課（シルバープラザ）健康推進係、熊石総合支所 住民サービス課で払戻の手続きをしてください。

【実施時期】 4 月～翌年 3 月

【自己負担額】 4,000 円（生活保護の方は自己負担なし）

問合せ先	シルバープラザ 健康推進係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 住民福祉係	電話 (01398) 2-3111

